

キャリア形成促進助成金とは？

事業主が従業員に対して、キャリア形成に資するため目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、職業能力の評価、キャリアコンサルティング機会の確保及びその他職業能力開発に係る支援を行う従業員に対して助成するものです。つまり、**従業員に対して水難救助員の資格を取得させる際の補助金制度**です。

受給条件

- 1 雇用保険の適用事業所の事業主であること。
- 2 雇用能力開発推進者を選任し、沖縄県職業能力開発協会に選任届を提出していること。
- 3 労働組合（労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者）の意見を聴いて「事業内職業能力開発計画」を作成していること。
- 4 **事業内職業能力開発計画に基づく、「年間職業能力開発計画」を作成している事業主であって、当該計画の内容を従業員に対して周知しているものであること。**
- 5 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと。
- 6 過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがないこと。
- 7 訓練を受けさせる期間において、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払っていること。

受給額

訓練等支援給付金

- 1 専門的な訓練の実施に対する助成（対象：中小企業）
その雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させることを内容とする職業訓練等を受けさせる事業主に対する助成措置。
助成対象となる訓練形態
 - ・ 教育訓練機関で実施される訓練
 - ・ 10時間以上で実施する訓練支給額
 - ・ 訓練に要した経費の1/3に相当する額
 - ・ 訓練実施時間に応じて支払った賃金の1/3に相当する額
- 2 短時間等労働者への訓練に対する助成（対象：中小企業・大企業）
雇用しているパート、契約社員に行動な技能・知識を習得させる若しくは正社員への転換に必要な技能・知識を習得させる若しくは正社員への転換に必要な技能・知識を習得させるために職業能力高度化支援制度又は通常労働者転換制度に基づいた職業訓練を受させる事業主に対する助成措置。
助成対象となる訓練形態
 - 1に同じ支給額
 - ・ 訓練に要した経費の1/2に相当する額
 - ・ 訓練実施時間に応じて支払った賃金の1/2に相当する額

- 1 キャリア形成促進助成金についてのお問い合わせは、(独)雇用・能力開発機構沖縄センターへ
- 2 水難救助員資格については、OMSB(098-869-1173)まで